純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金	636,909		
資本金合計		636,909	
Ⅱ　資本剰余金			
その他行政コスト累計額	△　555,668		
減価償却相当累計額（－）	△　555,668		
資本剰余金合計		△　555,668	
Ⅲ　利益剰余金			
当期未処分利益	0		
（うち当期総利益）	（　0）		
利益剰余金合計		0	
純資産合計			81,241
負債・純資産合計			3,061,973

損益計算書（一般勘定）

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
医療研究事業費			
減価償却費	42,828	42,828	
経常費用合計			42,828
経常収益			
運営費交付金収益			
資産見返運営費交付金戻入	42,821	42,821	
物品受贈額			
資産見返物品受贈額戻入	7	7	
経常収益合計			42,828
経常利益			0
臨時損失			
固定資産除却損		27,016	27,016
臨時利益			
固定資産除却損		27,016	27,016
当期純利益			0
当期総利益			0

利益の処分に関する書類（一般勘定）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		0
当期総利益	0	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	0	0

個人型年金規約の一部を変更する規約

令和７年９月10日　　国民年金基金連合会　理事長　西川　広親

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

○個人型年金規約の一部を変更する規約　新旧対照表

新	旧
（委員の解任） 第11条　連合会の理事長は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならない。 ２～３　（略） 第141条　加入者、運用指図者及び連合会移換者は、前条の事務費に充てるため、次の各号に掲げる手数料を負担するものとする。 一　連合会が、個人の勘定を開設し、記録を管理するために徴収する手数料 二　その他特定の事務に要する経費として、連合会が徴収する手数料 第142条　連合会が徴収する手数料の額は次のとおりとする。 一～三　（略） 四　連合会移換者の個人別管理資産の管理等に係る手数料　月当たり40円 （手数料の徴収の方法） 第143条　連合会は、次の各号に掲げる方法により、加入者等の個人型年金の個人別管理資産から手数料を徴収するものとする。 一～二　（略） 三　前条第３号及び第４号に掲げる手数料については、連合会に移換された、その者に係る個人別管理資産のうちから控除することにより徴収する。	（委員の解任） 第11条　連合会の理事長は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならない。 ２～３　（略） 第141条　加入者及び運用指図者は、前条の事務費に充てるため、次の各号に掲げる手数料を負担するものとする。 一　連合会が、個人の勘定を開設し、記録を管理するために徴収する手数料 二　その他特定の事務に要する経費として、連合会が徴収する手数料 第142条　連合会が徴収する手数料の額は次のとおりとする。 一～三　（略） （新設） （手数料の徴収の方法） 第143条　連合会は、次の各号に掲げる方法により、加入者等の個人型年金の個人別管理資産から手数料を徴収するものとする。 一～二　（略） 三　前条第３号に掲げる手数料については、連合会に移換された、その者に係る個人別管理資産のうちから控除することにより徴収する。

附　則（令和７年９月10日公告）

この規約は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第11条の規定は、厚生労働大臣の承認があった日から施行し、令和７年６月１日から適用する。